

第 1 章 総 則

〔 目 的 〕

第1条 このクラブは、ソフトテニスによって相互の親睦と健康の増進を図ることを目的とする

〔 名 称 〕

第2条 このクラブは、白陵クラブと称する。

〔 事 業 〕

第3条 このクラブは、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ・ 各種大会の参加
- ・ 各種大会の開催
- ・ 会員の技術の向上を図るための事業
- ・ その他、目的達成に必要な事業

第 2 章 会 員

〔 入 会 〕

第4条 このクラブに入会を希望するものは、会員三人以上の推薦により、理事会の承認を得て入会することができる。但し、平工卒業生の入会希望者は、その限りではない。

〔 会費の納入 〕

第5条 このクラブの会員は、総会終了後、速やかに会費を納入しなければならない。

〔 会員の義務 〕

第6条 このクラブの会員は、規約を遵守し、クラブの発展のために寄与するものである。

〔 退 会 〕

第7条 このクラブを退会する会員は、本人の申し出でにより、理事会で承認する。

〔 除 名 〕

第8条 会員が本規約による義務不履行（会費未納入等）、または、会員として不相当と認められた場合は、理事会にて、除名することができる。

第 3 章 役 員

第 9 条 このクラブは、次の役員をおく。

理 事 6～8 名

第 10 条 理事は、総会終了後、理事会において、次の役員を選出する。

- ・ 理 事 長 1 名
- ・ 副 理 事 長 1 名
- ・ 専 任 理 事 1 名
- ・ 会 計 1 名

第 11 条 理事長は、このクラブを総括し、代表する。

第 12 条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時は、その代理をする。

第 13 条 役員は、このクラブの業務を掌握し、処理、推進を図る。

〔 役員 の 選 出 〕

第 14 条 役員は、総会において会員のうちから選出する。

但し、役員に欠員が生じた時、理事会において必要と認めた場合は、補欠役員を選出する

〔 役員 の 任 期 〕

第 15 条 役員任期は二年とし、総会の終了した翌日から翌々年の総会終了の日までとする。

また、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

但し、原則として、役員再任はしないものとする。

〔 顧 問 〕

第 16 条 このクラブは、顧問をおくことができる。

・ 顧問は、長年にわたるクラブの功労者で、理事会において推薦し総会で決定する

- ・ 顧問は、このクラブの業務の執行に関し、理事長の諮問に応ずるものと

す。

第 4 章 機 関

第 17 条 このクラブには、次の機関をおく。

- ・ 総 会
- ・ 理 事 会

[総 会]

第 18 条 総会は、毎年一回開催し、次のことを審議する。

- ・ 規約の改廃
- ・ 事業計画
- ・ 予算・決算
- ・ 役員を選出
但し、役員を選出は二年に一回行うものとする。
- ・ その他

第 19 条 総会は、クラブの最高決議機関であり、会員と役員で構成される。
但し、役員に議決権はない。

第 20 条 総会の議決は、出席した会員の多数決とする。

[理 事 会]

第 21 条 理事会は、理事長、副理事長、専任理事、会計、理事にて構成する。
但し、理事長が必要と認めた時は、役員以外でも出席できる。

第 22 条 理事会は、理事長が招集し、総会に提出する試案の作成、その他運営上必要な事項を審議する。

第 23 条 理事会の議決は、出席した役員の多数決とする。

第 5 章 会 計

第24条 このクラブの経費は、会費・寄付金・その他の収入をもってこれにあてる。

- ・ 会費は、年間 4,000円とする。
- ・ 寄 附 金
- ・ そ の 他

第25条 この収入と支出は、理事会の責任において遂行する。

[会費の免除]

第26条 顧問および役員は、会費を免除することができる。

第27条 このクラブの会計年度は、1月1日～12月31日までとする。

第6章 そ の 他

第28条 この規約に定めるものの他、必要な事項は理事会で決定する。

付 則

- ・ このクラブの会員に対し、理事会の決定により慶弔見舞金を贈与することができる。
- ・ この規約は、平成 6年 2月 6日より施行する。

内 規

次ぎのような内規を定め、表彰者選出の目安とする。

尚、重複入賞者は、上位の表彰とする。

- ・ 最優秀選手賞 本大会 成績優秀者
県大会 優勝者
- ・ 優秀選手賞 県大会 3位以上
- ・ 敢闘賞 市大会 3位以上

- ・努力賞 市以外の大会 3位以上
または、練習会優秀成績者
- ・白陵クラブ賞 クラブ五大会出場者
(白陵杯・合宿・小林杯・山口杯・初打ち)

沿革：2001年2月3日 第9条 理事数 変更（8 → 6～8名）

2003年2月2日 内規制定